

令和 5 年度第 1 1 回

南国市農業委員会議事録

令和 6 年 2 月 8 日（木）

令和5年度第11回農業委員会議事録

日 時 令和6年2月8日（木） 午後1時30分～午後2時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請の件
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請の件
- (4) 南国市農用地利用集積計画の件
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について

議案外

- (1) 農地法第3条の3の規定による届け出の件
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
- (4) 非農地証明願の件

出席者（農業委員 18名）

会長 瀧田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

1 番 金田 善充

2 番 山本 修平

4 番 杉本 和繁

5 番 高芝 澄生

6 番 末政 隆一

7 番 楠瀬 理枝

8 番 武市 忠雄

11 番 植野 永子

12 番 松岡 清

13 番 今井 まち

14 番 窪田 理佳

16 番 平田 修三

17 番 垣内 育男

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 1名）

15 番 山本 桂

出席者（農地利用最適化推進委員 16名）

2 番 齋藤 喜美子

3 番 門田 俊一

4 番 笥 和幸

5 番 和泉 依

6 番 門田 理博

7 番 利岡 邦彦

8 番 西岡 祐三

9 番 武市 憲雄

10 番 北原 章吾

11 番 山北 泰司

12 番 北村 一弘

13 番 武内 俊暁

14 番 中村 和雅

15 番 岡田 廣志

16 番 橋詰 昌明

17 番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 1名）

1 番 西本 良平

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

18 番 田岡 崇

19 番 森尾 晴代

会長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年2月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数4件、申請受理面積、田 875.00 m²、畑 140.98 m²、計 1,015.98 m²。まず初めに受付番号96号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 (田岡委員 退室) 事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書は4ページになります。受付番号96号です。譲受人は53歳。申請地は、十市の畑 16 m²で、贈与による所有権移転です。父のいところからの要望により取得します。譲受人に経営農地はなく、今回が初めての農地取得となります。譲受人は、機械を所有しておりませんが、これまでも譲渡人から農作業の指導を受けて耕作をしてきており、農作業歴は5年です。農作業には本人が従事します。取得後は、これまで同様に梅や文旦を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。96号については以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います (田岡委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	受付番号97号です。譲受人は74歳。申請地は、比江の田、525 m²、売買による所有権移転です。以前から申請地を借りて耕作しており、この度、譲渡人からの要望もあり取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は25年です。農作業には本人が従事しています。取得後も、これまで同様に野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。97号については以上です。 受付番号98号です。譲受人は66歳。申請地は、岡豊町定林寺の田 350 m²、売買による所有権移転です。自作地の隣地で耕作に便利であるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は46年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後は、イモやショウガを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。98号について

会長	は以上です。 ・ 受付番号 99 号です。譲受人は 63 歳。申請地は、篠原の畑、124.98 m²、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。自宅の近くで耕作に便利であるため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有しておりませんので、機械リースや作業委託をします。農作業歴は 4 年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、オクラを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。99 号については以上です。 なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく申し上げます。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱います。続きまして議案第 2 号、農地法第 4 条権利移動許可申請について、農地法第 4 条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第 4 条第 3 項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和 6 年 2 月 8 日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数 1 件。申請受理面積、田 1,414.00 m²、畑 35.00 m²、計 1,449.00 m²。事務局、説明をお願いします。
穂積主査 会長	受付番号 14 号です。議案書は 6 ページ、別紙位置図は 2 ページをお願いします。申請地は岡豊町小蓮の田及び畑 1,449 m²、集合住宅への転用です。申請地の選定理由については、医大から概ね 2 キロ以内にある土地で開発許可の要件を満たすことと、申請地を相続したものの農家ではないため、とのこと。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他第 2 種農地に該当するため、立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙 3 ページです。配置は図の通りで、集合住宅 2 棟、駐車場等を設置します。造整計画については最大 35 cm の盛土、整地計画についてはアスファルト舗装及び碎石敷き。進入計画は申請地北西側の市道から。排水計画については、雨水は集水桝を経由し、申請地西側の市道側溝に排水、汚水は浄化槽を経由し西側市道側溝に排水する計画で、市の排水同意を取得済み、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。周囲の状況については、北側宅地、西側同意のある田、南側申請人所有の農地、東側同意のある農地であり、本転用で周辺農地に悪影響ないものであると判断しております。他法令について開発許可の見込みがあることを確認しております。説明は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

穂積主査	(質問・意見なし) ないようでしたら、許可相当であるとの意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして議案第3号、まず初めに受付番号69から71号は補正対応が未完であるため審議保留となりました。農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議をお願いします。令和6年2月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数4件。申請受理面積、田 1,909.57 m²、畑 2.36 m²、計 1,911.93 m²。事務局説明をお願いします。 受付番号74号を説明します。別紙位置図は7ページをお願いします。申請地は領石の田 161 m²、所有権の設定により資材置場への転用です。なお、隣接する宅地 251.21 m²を一体利用する計画です。位置図の斜線部分が申請地、斜線のない建物の写っている部分が一体利用地です。申請地の選定理由については、交通の便が良く、周囲に農地がないためとのことです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他第2種農地に該当するため、立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙8ページです。配置は図の通りです。申請地が奥側の足場ブロックを配置する部分、一体利用地の宅地が手前の駐車場や進入路の部分です。申請地の造整、整地計画は特になし。進入計画は一体利用する宅地から。排水計画については、自然浸透させる計画です。なお、一体利用する宅地部分に建物がありますが、取り壊す予定とのことです。周囲の状況については、東側農道水路を挟み山林、西側宅地、南側市道、北側宅地であり、本転用で周辺農地に悪影響ないものであると判断しております。他法令については手続き不要と確認しております。説明は以上です。 77号です。別紙位置図は9ページをお願いします。申請地は三畠の田及び畑 261.93 m²、使用貸借権の設定により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由については、現住居が手狭になったことと、近くに住む親族との相互扶助のためです。農地区分は、10 ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙10ページです。配置は図の通りで、自己住宅、駐車場等を設置します。造整計画については約40cmの盛土、整地計画については碎石敷き。進入計画は北側市道から。排水計画については、雨水は雨水桝を經由し、北側道路側溝に排水。汚水は浄化槽を經由し北側市道側溝に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より
------	---

排水に問題ない旨の意見が出ております。また、管轄の土地改良区からも転用に問題ない旨の意見書が出ております。周囲の状況については、東側貸人所有地、西側貸人所有地、南側同意のある農地、北側道路及び宅地であり、本転用で周辺農地に悪影響ないものであると判断しております。他法令については分家住宅の要件で開発許可の見込みがあることを確認、道路占用許可の手続き中で許可見込みがあることを確認しております。説明は以上です。

78号です。別紙位置図は11ページをお願いします。申請地は久礼田の田285㎡、所有権の移転により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由については、現住居が手狭になったことと、近くに住む親族との相互扶助のためです。農地区分は、いずれの農地区分にも属さないその他第2種農地に該当するため、立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙12ページです。配置は図の通りで、自己住宅、駐車場等を設置します。造整計画については20cmの盛土、整地計画については砂利敷き。進入計画は南側市道から個人所有の公衆用道路を通して進入します。なお、この公衆用道路の所有者から、通行承諾を得ていることを確認済みです。排水計画については、雨水は申請地南側に配置する集水桝を経由し、申請地南側の公衆用道路の側溝に排水。汚水は排水桝経由で、下水に排水する計画で、市の排水同意を手続き中、地元より排水に問題ない旨の意見が出ております。周囲の状況については、東側宅地、西側同意のある田、南側申請人所有の農地、北側宅地であり、本転用で周辺農地に悪影響ないものであると判断しております。他法令について開発許可の見込みがあることを確認しております。説明は以上です。

受付番号79号です。別紙位置図は13ページです。申請地は田村の田1,204㎡。賃借権を設定して、砂利採取の搬出入路への一時転用です。転用期間は許可日から1年間で、賃借人は、現在申請地の北側の農地で砂利採取を行っておりますが、当初の搬出入路で計画していた市道の損傷を考慮し、申請地を搬出入路に転用して、別ルートで搬出したとのこと。当日配布資料の2ページをご覧ください。青枠が砂利採取を行っている土地、赤枠が今回の申請地です。もともと青色の矢印の通りに搬出する計画でしたが、赤色の矢印の通りに行いたいとのこと。青色部分の市道幅は4m、赤色の市道幅は8mとなっております。申請地の農地区分については、農用地区域内の農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号に該当する一時転用であるため、例外的に立地基準を満たします。次に土地利用計画について、別紙14ページをお願いします。造成計画については約40cm盛土、整地計画は特になく土のまま、進入計画は南北の市道から、排水計画は自然浸透で、管轄の土地改良区から転用に問題ない旨の意見が出ております。周囲の状況については、北側市道、西側同意のある農地、東側同意のある農地、南側市道で、本転用で周辺農地に悪影響ないものであると判断しております。

会長	す。他法令について開発許可不要と確認しております。説明は以上です。 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年2月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず初めに受付番号213号は鈴木副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により鈴木副会長退室をお願いします。 (鈴木副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案書17ページ、213号です。借人は、55歳。申請地は東崎の田、2筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり約12,244円を振込するというものです。次に議案書23ページの224号、225号です。借人は、55歳。申請地は、東崎の田計4筆で、10年の使用賃貸借権を設定して、水稻と野菜を作るといものです。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (鈴木副会長 入室) 続きまして、受付番号226号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。池副会長退室をお願いします。 (池副会長 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案書25ページの226号は農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。申請地は、前浜の田2筆で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 続きまして、議案書28ページ、231号です。相対の賃貸借になります。借人は59

会長	歳。申請地は田村の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。以上2件の説明は以上です。ご審議お願いいたします。 事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (池副会長 入室) 続きまして、受付番号230号は私の案件ですので退室します。池副会長、司会をお願いいたします。 (会長 退室)
池副会長 清岡次長	事務局説明をお願いします。 議案書27ページ、230号です。借人は、63歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を振込するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
池副会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (会長 入室)
会長	続きまして、受付番号232号から234号は金田委員の案件ですので先に審議を行います。金田委員退室をお願いします。 (金田委員 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案書28ページになります。232号、233号、234号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、47歳。申請地は小籠と野中の田計12筆で、4年11ヶ月の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、232号が10筆で米60kg、233号と234号が1筆で米30kgを物納するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)

清岡次長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (金田委員 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。 議案書は12ページに戻っていただきまして、203号から212号までの10件は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、47歳。申請地は、東崎の田畑計25筆です。いずれも10年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。 議案書17ページ、214号です。借人は、48歳。申請地は、稻生の田で、5年の賃貸借権を設定して、花木や水草を作るというものです。賃料は、10aあたり約3,300円を振込するというものです。議案書18ページ、215号です。借人は、53歳。申請地は、東崎の田4筆で、3年の賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり約14,000円を振込するというものです。 216号から221号までの6件は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稻生の田計22筆で、216号が3年、217号から221号までが5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。 議案書22ページ、222号です。借人は、51歳。申請地は、岡豊町吉田の田3筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。 223号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稻生の田3筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 続きまして、議案書26ページの227号、228号、229号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、44歳。市内に経営農地はなく、初めての貸借となるため、営農計画書が提出されています。申請地は、物部の田計10筆で、10年の賃貸借権を設定して、人参とブロッコリーを作るというものです。賃料は、227号が8筆で10,000円、228号と229号が1筆で5,000円を、現金で支払うというものです。 議案書30ページ、235号です。借人は、85歳。申請地は稻生の田3筆で、3年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、3筆で米120kgを物納するというものです。236号から240号までは、借人が同じためまとめて説明します。 借人は、53歳。申請地は、稻生の田18筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作
------	---

るというものです。賃料は、236号が7筆で米150kg、237号が1筆で米30kg、238号が5筆で米120kg、239号と240号が5筆合わせて米150kgを、物納するというものです。

議案書34ページ、241号、242号、243号は、借人が同じためまとめて説明します。借人は、46歳。申請地は、大桶の田計16筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、241号が10aあたり10,000円を現金で、242号が11筆で25,000円を振込、243号が10aあたり米60kgを物納するというものです。

議案書36ページ、244号です。借人は、62歳。申請地は、岡豊町八幡の田3筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、3筆で米90kgを物納するというものです。

245号です。借人は、70歳。申請地は、稻生の田8筆で、5年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米30kgを物納するというものです。

246号です。借人は、72歳。申請地は、稻生の田で、1年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を振込するというものです。

議案書38ページ、247号です。借人は、72歳。申請地は、里改田の田で、1年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。

248号です。借人は、64歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の使用貸借権を設定して、葉ニンニクを作るというものです。

249号です。借人は、53歳。申請地は、稻生の田2筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。

会長

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和6年2月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。まず

清岡次長	始めに受付番号 25 号は鈴木副会長の案件ですので先に審議を行います。鈴木副会長退室をお願いします。 (鈴木副会長 退室) 事務局、説明をお願いします。 議案第 4 号は、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることを、利用促進計画として公社に要請するというものになります。議案書 41 ページ、25 号です。借人は 55 歳。申請地は東崎の田、12 筆で、令和 11 年 3 月 8 日までの賃貸借権を設定して、水稻と野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり 10,000 円を振込するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (鈴木副会長 入室) 事務局、残りの案件をお願いします。
清岡次長	26 号、27 号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、53 歳。申請地は、東崎の田 4 筆です。期間は令和 6 年 9 月 9 日までの賃貸借権を設定して、野菜を作るというものです。賃料は、10 a あたり約 9,800 円を振込するというものです。以上、促進計画 要請の説明になります。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案は終了です。議案外はお目通しをお願いします。 (午後 2 時 20 分終了)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年3月8日

会 長 清田好典

議事録署名委員 田岡 崇

議事録署名委員 森尾晴代